

いちご株式会社

定 款

2000年3月15日	制定
2000年4月28日	一部改定
2000年5月2日	一部改定
2000年5月13日	一部改定
2000年9月25日	一部改定
2000年12月11日	一部改定
2001年7月16日	一部改定
2001年7月26日	一部改定
2001年10月13日	一部改定
2002年5月29日	一部改定
2003年5月27日	一部改定
2004年5月21日	一部改定
2005年5月25日	一部改定
2006年5月30日	一部改定
2007年5月29日	一部改定
2007年12月19日	一部改定
2009年3月17日	一部改定
2009年5月27日	一部改定
2010年5月29日	一部改定
2013年4月19日	一部改定
2013年5月25日	一部改定
2013年9月1日	一部改定
2015年5月24日	一部改定
2015年8月1日	一部改定
2016年5月29日	一部改定
2016年9月1日	一部改定
2018年5月27日	一部改定
2022年5月29日	一部改定

いちご株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、いちご株式会社と称し、英文の表記を Ichigo Inc. と表示する。

(経営理念)

第1条の2 当会社は、日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として次の通り定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を当会社の最大の目標とする。

日本を世界一豊かに。その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介
- (2) 債権の買取
- (3) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
- (4) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行
- (5) 不動産の流動化
- (6) 有価証券の取得、保有、運用及び投資
- (7) 金融商品取引業（第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業）、金融商品仲介業及びこれらの業務代理
- (8) 都市再開発、観光開発その他土地開発及び建築工事並びにこれらに関する設計及び工事監理
- (9) 各種保険の代理業及び募集業
- (10) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資
- (11) 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理
- (12) 物品等の販売及び貿易
- (13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設、社会基盤施設等の開発、所有、管理、運営及び賃貸借
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (15) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關

する規則に定める会社) 及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理

(16) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する事業

(17) 前各号に係るコンサルティング

(18) 経営一般及び株式公開に関するコンサルティング

(19) 前各号に附帯する一切の事業

2 当会社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1 取締役会

2 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行する株式の総数は、1,500,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第6条の3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株式の種類)

第8条 当会社が発行する株式は、議決権を有する普通株式とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の委任を受けた執行役が定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月28日（閏年の場合は2月29日）とする。

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、各事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、あらかじめ取締役会の定める取締役又は執行役が議長となる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、これを本店に 10 年間備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 棚欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集し、議長となる。
- 2 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前 2 項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、執行役は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に対して取締役会の招集を請求することができる。この場合において、当該請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集通知が発せられないときは、当該執行役は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集手続)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は、取締役全員の同意を得て、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 2 取締役会を招集する者は、必要に応じて執行役に対して取締役会の招集通知を発する。

(取締役会の決議の省略)

- 第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 24 条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを本店に 10 年間備え置く。

(取締役会議長)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長 1 名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会が定める。

(取締役の責任免除及び取締役との間の責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 委員会

(委員の選任)

第 28 条 各委員会の委員は、取締役会の決議によって、取締役の中から選定する。

(委員会規程)

第 29 条 各委員会に関する事項は、法令、定款又は取締役会において定めるものほか、各委員会が定める委員会規程による。

第 6 章 執行役

(執行役の員数及び選任)

第 30 条 当会社の執行役は、20 名以内とする。

- 2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

- 2 棚欠又は増員として選任された執行役の任期は、他の在任執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 32 条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から 1 名以上の代表執行役を選定する。

- 2 代表執行役は、各自当会社を代表する。
- 3 取締役会は、その決議によって、執行役の中から、執行役会長、執行役副会長、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役及び上席執行役その他の役付執行役各若干名を選定することができる。

(執行役の報酬等)

第 33 条 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。

- 2 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても前項と同様とする。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月 28 日（閏年の場合は 2 月 29 日）までの 1 年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剩余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、各事業年度の末日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- 3 前 2 項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 9 章 附 則

(会社法施行前の取締役及び監査役の責任免除)

第 42 条 平成 18 年 2 月 28 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 27 条及び第 35 条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役及び監査役の責任の免除については、なお効力を有する。

(委員会設置会社移行前の監査役の責任免除)

第 43 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、委員会設置会社移行前の監査役の責任を法令の限度において免除することができる。